

# 運 営 規 程

事 業 所 名 長野市地域包括支援センター長野松代総合病院

サービスの種類 指定介護予防支援事業

## 1. 事業の目的、運営方針

- ① 要支援状態である利用者等に対し、総合的な相談に応じ、その介護のニーズに対応した各種保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう常に配慮した指定介護予防支援事業を行うことを目的とする。
- ② 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護予防支援事業を行う。
- ③ 指定介護予防支援事業利用者に対し公正中立にサービスが提供されるよう常に配慮する。

## 2. 従業員の職種、員数及び職務内容

### ①管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、地域包括支援センターの担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

### ②担当職員

|           |          |
|-----------|----------|
| 保健師       | 1名以上（常勤） |
| 社会福祉士     | 1名以上（常勤） |
| 主任介護支援専門員 | 1名以上（常勤） |

管理者および担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

## 3. 営業日および営業時間

営業日：通常月曜日～金曜日、第2・第4土曜日（ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日の年末年始を除く）

営業時間：午前8時30分～午後5時00分まで（月曜日～金曜日）

午前8時30分～12時30分（第2・第4土曜日）

緊急時対応：電話対応により24時間常時連絡が取れる体制をとる。

#### 4. 指定介護予防支援の提供方法、内容

要支援認定を受けられた方の要望に対し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の重要事項を記した文書を交付し説明を行い、理解と同意を得た上で、利用者の立場に立った必要なサービスの利用が可能になるよう、市町村、地域包括支援センター、介護予防サービス事業者その他の事業者、関係機関等との連携のもと調整等を行う。利用者の状態把握により計画の原案作成、自宅等においてサービス担当者会議を開催し連絡・調整を行い、介護予防サービス計画の作成又は変更を行う。サービス開始後においても、利用者の居宅を訪問し、適切なサービスが実施されているか把握をする。また認定申請に関しての必要な援助協力等を行い、利用者が自立（非該当）と判定された場合には、介護保険の地域支援事業の介護予防事業の情報を提供するなど、利用者に対し必要な支援を行う。事業者は、利用者の同意に基づき、業務の一部を居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

#### 5. 利用料

法定代理受領分：介護報酬の告示上の額。

法定代理受領分以外：介護報酬の告示上の額。

#### 6. その他の費用

利用者の希望に応じて、「介護予防サービス計画」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。その際、あらかじめ利用者又はその家族等に対してその額等に関して説明を行い、同意を得る。

#### 7. 通常の事業の実施地域

長野市松代地区とする。

#### 8. その他運営に関する重要事項

- ① 担当職員およびその他の従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② 利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得て行う。
- ③ 利用者からの苦情については別に定める手順などに基づき迅速かつ適切に行う。
- ④ 指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに対応する。

## 9. 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上。また、新規採用時には必ず)実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。